

■ 第5編 災害復旧・復興対策 ■

第1章 災害復旧対策

《内容》応急後の再建に向けた個別の対策

第2章 災害復興対策

《内容》応急後の再建に向けた地域全体の対策

第1章 災害復旧対策

第1章 災害復旧対策

《内容》応急後の再建に向けた個別の対策

第1節 復旧事業の推進

第2節 被災者の生活再建等の支援

第3節 中小企業の復旧支援

第4節 農林漁業関係者の復旧支援

第5節 ライフラインの復旧

第1節 復旧事業の推進

市、防災関係機関は、住民の意向を尊重し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

1. 被害の調査

【情報班、会計班】

市は、被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項を調査し、府に報告する。

2. 公共施設等の復旧

【施設管理担当課】

(1) 復旧事業計画の作成

市、防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

ア. 災害復旧事業の種類

(ア) 公共土木施設災害復旧事業

- a. 河川公共土木施設災害復旧事業
- b. 道路公共土木施設災害復旧事業
- c. 単独災害復旧事業
 - (a) 河川災害復旧事業
 - (b) 道路災害復旧事業

(イ) 都市災害復旧事業

- a. 街路災害復旧事業
- b. 都市排水施設災害復旧事業
- c. 公園等施設災害復旧事業
- d. 堆積土砂排除事業

(ロ) 農林水産施設災害復旧事業

(ハ) 農業土木施設災害復旧事業

(ニ) 上水道施設災害復旧事業

(ヒ) 下水道施設災害復旧事業

(ヘ) 住宅災害復旧事業

(ト) 学校教育施設災害復旧事業

(チ) 公立医療施設、病院等災害復旧事業

(リ) その他事業

イ. 法律による一部負担又は補助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (イ) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (ロ) 公営住宅法
- (エ) 土地区画整理法
- (オ) 海岸法
- (カ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (キ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (ク) 予防接種法
- (ケ) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。
- (コ) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(2) 復旧完了予定時期の明示

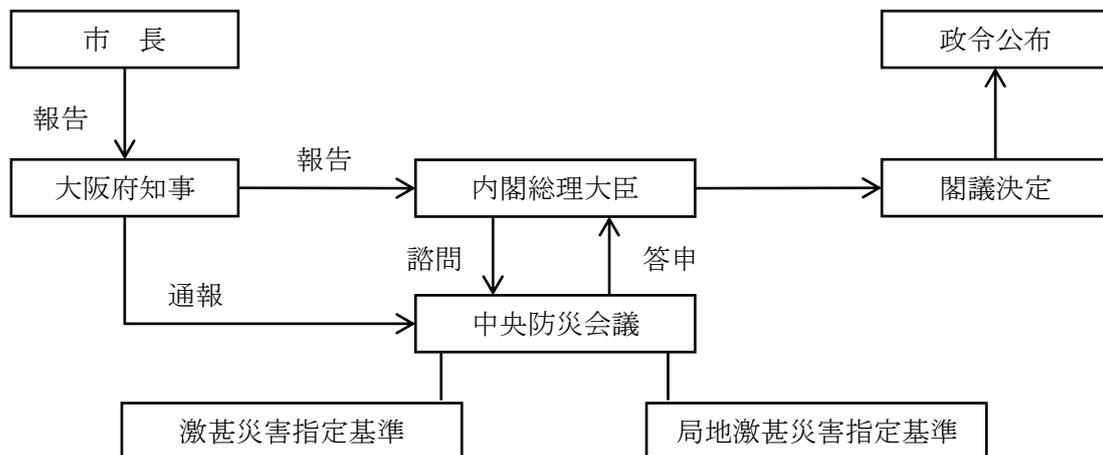
市、防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

3. 激甚災害の指定

【情報班、施設管理担当課、農水班、商工班】

市は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

【激甚災害指定の手続きの流れ】



4. 激甚災害指定による財政援助

【情報班、施設管理担当課、農水班、商工班】

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の特別の財政援助及び助成

5. 特定大規模災害

【本部運営班】

市は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、府に対し、市に代わって工事を行うことができる権限代行制度による支援を要請する。

第2節 被災者の生活再建等の支援

(関係機関: 泉佐野公共職業安定所、泉佐野市社会福祉協議会)

市は、災害により被災した市民に対し、被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、住環境の改善、雇用機会の確保及び義援金品の配分等に必要な措置を講じ、速やかに被災者の生活の安定を図るものとする。

1. 災害弔慰金及び災害障害見舞金

【被災者支援班】

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。

(泉佐野市災害弔慰金の支給等に関する条例)(資料編: 参考-7) 参照

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

- ア. 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害
- イ. 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害
- ウ. 府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害
- エ. 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上ある場合の災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

- ア. 死亡又は障害が、故意または重大な過失による場合
- イ. 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。

(4) 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

2. 災害援護資金・生活資金等の貸付

【被災者支援班】

市、府及び社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

(1) 災害援護資金貸付

市は、自然災害により災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

(2) 生活福祉資金の災害援護資金貸付

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、(1)の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯(世帯収入が生活保護基準の1.8倍)を対象とする。

3. 罹災証明書の交付

【被災者支援班】

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、府を通じて各市町村における課題の共有や対応の検討、ノウハウを共有すること等により、被災市町村間の調整を図る。

なお、罹災に関する証明書は、次のとおりとし、「泉佐野市罹災証明書交付要綱」に従い交付する。

- ア. 災害発生日より14日以内 市職員が現地確認調査のうえ「罹災証明書」を発行
- イ. 災害発生日より15日以降 罹災の届出があったことを証明する「罹災届出証明」を発行

4. 市税の徴収猶予及び減免

【調査班】

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は市税条例により市税の緩和措置として、事態に応じ納税期限の延長、徴収猶予及び減免措置をとる。

(1) 納期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出、又は市税を納税できないと認められるときは、その申請により2ヶ月以内の期限（特別徴収義務者については30日以内）において市税の納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時的に納付、又は納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置をとる。

(4) 減免等

被災した納税義務者に対し、必要と認められる場合は、納期限前7日までにその者の申請に基づき、市民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税の減免及び納入義務の免除を行う。

5. 雇用機会の確保

【商工班】

災害時における離職者の就職については、府が公共職業安定所を通じてあっせんを図るので、市域における離職者の把握と職業あっせんの要請を行う。

6. 住宅の確保

【建築班、復興班】

市は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

(1) 相談窓口の設置

市は、住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

ア. 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供

イ. 住宅修繕など建設業者に関する相談・情報の提供

ウ. 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供

エ. 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

(2) 住宅復興計画の策定

市は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

(3) 公共住宅の供給促進

市は、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

ア. 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

イ. 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

ウ. 特定優良賃貸住宅等の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっ旋を行う。

(4) 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(5) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行

う。

国は、災害が一定規模以上である場合においては、市長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。

7. 被災者生活再建支援金

【被災者支援班】

(1) 被災者生活再建支援金の支給

市は、被害状況を取りまとめ府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

また、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

(2) 被災者生活再建支援制度の概要

ア. 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

イ. 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- a. 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- b. 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- c. 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- d. a又はbの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- e. a～cの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- f. a若しくはbの市町村を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合に5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

ウ. 支給対象世帯

自然災害により、

- a. 住宅が「全壊」した世帯
- b. 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- c. 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- d. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- e. 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

エ. 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額が支給される。

(ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

a. 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (㉞) a に該当)	解体 (㉞) b に該当)	長期避難 (㉞) c に該当)	大規模半壊 (㉞) d に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

b. 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	(㉞) a ~ d	200万円	100万円	50万円
	(㉞) e	100万円	50万円	25万円

※一旦、住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は、合計で200円、
〃 補修する場合は、合計100万円となる。(中規模半壊世帯は1/2)

オ. 支援金支給の仕組み

国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給する。（基金の拠出額：600億円）

なお、基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助する。

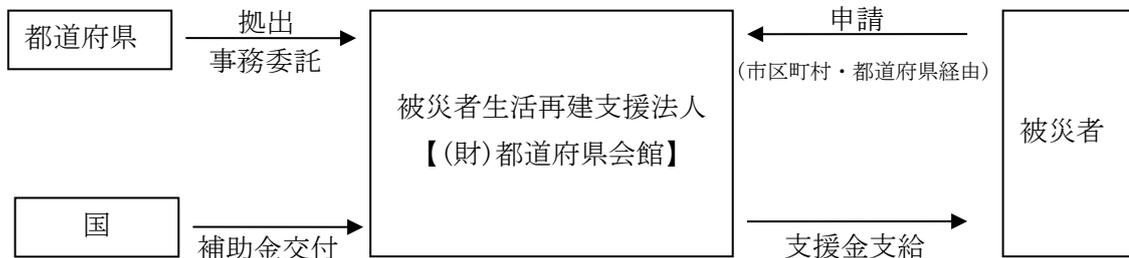


図 支援金支給の仕組み

第3節 中小企業の復旧支援

【商工班】

(関係機関: 泉佐野商工会議所)

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

なお、府及び市は、あらかじめ泉佐野商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

1. 中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握など、府の講じる措置に協力するとともに、商工会議所その他関係機関と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、融資相談窓口を開設する。
2. 金融機関は、被災した中小企業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

(1) 株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業

被災者に対し、災害の程度に応じて、そのつど融資条件を定める災害復旧貸付を行う。

(2) 株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

被災者に対して必要であると認めるときは、次の措置をとることがある。

- ア. 債務者に対して償還期間を延長する。
- イ. 新たに貸受けるときは、据置期間、償還期間を延長する。
- ウ. 災害の状況により利率を引下げる。

(3) 株式会社商工組合中央金庫

株式会社商工組合中央金庫は、激甚災害を受けた中小企業及び中小企業等協同組合などで、災害救助法が適用された地域内に事業所を有するものに対して、その再建資金を貸付ける。

第4節 農林漁業関係者の復旧支援

【農水班】

(関係機関:大阪泉州農業協同組合、各土地改良区、泉佐野漁業協同組合、北中通漁業協同組合)

市は、府及び関係機関と協力し、被災した農林業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

1. 農林漁業関係者の被害状況調査、再建資金の需要把握など、府の講じる措置に協力するとともに、農林漁業関係団体と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、融資相談窓口を開設する。
2. 融資機関は、被災した農林漁業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

(1) 天災融資資金（天災融資法）

- ア. 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- イ. 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

(2) 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

(3) 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

第5節 ライフラインの復旧

(関係機関:近畿地方整備局、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪国道事務所、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、KDDI株式会社、日本放送協会、各民間放送株式会社、大阪広域水道企業団)

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

1. 上水道・工業用水道

【上下水道総務班、水道班】

(1) 復旧計画

- ア. 水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ. 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ. 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

2. 下水道

【河川下水道班】

(1) 復旧計画

- ア. 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ. 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ. 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

3. 電力

(1) 復旧計画

- ア. 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ. 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。
- ウ. 設備被害を把握している箇所、設備復旧後に送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災等の二次災害の防止に努める。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、停電エリア、復旧状況等の広報に努める。

4. ガス

(1) 復旧計画

- ア. 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ. 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。
- ウ. 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

5. 電気通信

(1) 復旧計画

- ア. 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ. 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

(2) 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況等の広報に努める。

6. 共同溝・電線共同溝

【道路公園班】

(1) 復旧計画

- ア. 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ. 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ. 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

7. 放送

(1) 復旧計画

- ア. 被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。
- イ. 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。
- ウ. 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

(2) 広報

災害時においては、府や関係機関等への情報提供に努める。

8. 鉄道

(1) 復旧計画

- ア. 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- イ. 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期を明示するものとする。
- ウ. 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

(2) 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて開通エリア、復旧状況の広報に努める。

9. 道路

【道路公園班】

(1) 復旧計画

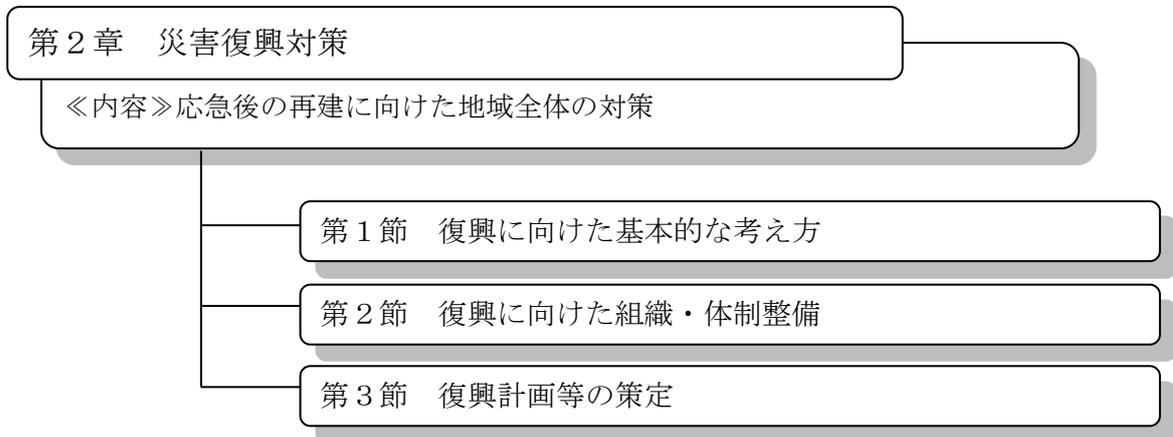
- ア. 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ. 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ. 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。
- エ. 府は、市が管理する指定区間外の国道、府道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

■ 第5編 災害復旧・復興対策 ■
第1章 災害復旧対策

第2章 災害復興対策



第1節 復興に向けた基本的な考え方

市域に大規模な災害が発生し、被災した場合には、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに府は復興に関する基本方針、計画を、市は復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、復興計画等において、被災者の生活再建を支援し、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

第2節 復興に向けた組織・体制整備

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに災害復興本部を設置する。

1. 災害復興本部

【復興班、各部局】

災害復興本部は、災害対策本部と連携をとりながら、将来目標に向かっての復興計画を策定する事務局とする。復興本部は、都市整備部を主体とする。

2. 復興計画策定委員会

【復興班、各部局】

市民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを目指し、前記第1節にかかげた基本方針などを検討するため、必要に応じ、復興計画策定委員会を関係機関の代表者により設置する。

第3節 復興計画等の策定

市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。

1. 基本方針の決定

【復興班、各部局】

市及び府は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行う。

2. 原状復旧

【復興班、各部局】

原状復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるような可能な限り改良復旧を行う。

3. 復興計画の作成

【復興班、各部局】

復興は、被災者の明日への希望を与える重要な計画である。

被災後の市の復興については、生活、事業活動の安定、公共施設の復興、災害に強いまちづくりを目指し、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

（1）定める事項

ア．復興計画の期間

計画の復興目標年度は、災害の規模にもよるが、早期に決定する。

イ．復興計画の区域

ウ．復興計画の目標

エ．被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項

オ．復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項

カ．復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

（2）計画策定の趣旨

市総合計画や防災ビジョン等を踏まえ、復興の基本方向を明確にする。

ア．復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。

イ．関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

ウ. 市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

(3) 目標別復興計画

復興に際して、おおむね次のような項目について検討し、策定していく。

- ・ 災害危険箇所の改修
- ・ 良質な住宅の供給
- ・ 高齢者・障害者向け住宅の建設促進
- ・ 保健、医療、福祉施設の再建と防災拠点化
- ・ ボランティア、防災教育の推進
- ・ 防災通信システム、情報ネットワークの整備
- ・ 防災機能、代替機能を有した交通機能と道路網の整備
- ・ 自主防災組織の育成、家庭内での備蓄や防災対策の促進
- ・ ライフラインの耐災化
- ・ 植樹帯の形成と生活道路の改善
- ・ 既設施設の耐火及び補強、改築
- ・ その他

特に、住宅環境の改善をともなう「災害に強いまちづくり」を目指し、次に示す事業等を推進する。

- ・ 市街地再開発事業
- ・ 地区再開発事業
- ・ 土地区画整理事業
- ・ 住宅街区整備事業
- ・ 住宅地区改良事業
- ・ 住宅市街地総合整備事業
- ・ 公園整備事業
- ・ 街路整備事業
- ・ 河川整備事業
- ・ 細街路整備事業
- ・ 地区計画制度・建築協定等